

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案  
令和4年（2022年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。
- (2) 第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。
- (3) 第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（理 由）

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を改定するため、本案を提出する。